2　法第十条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエアのうち産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

3　試験研究費の額（租税特別措置法第十条第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として必要経費に算入された金額がある場合における同条第六項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第十条第三項及び第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として必要経費に算入された金額から法第十条の五第一項に規定する普通償却額を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

第十三条第三項を削る。

第十七条の次に次の四条を加える。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二　法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　延べ面積が千五百平方メートル以上であること。

二　地上階数が三以上であり、かつ、避難の用に供することができる屋上広場が設けられていること。

三　建築物整備事業（法第十七条の二第一項の表の第一号の第四欄に掲げる建築物整備事業をいう。第三項において同じ。）を施行する土地の区域（以下この号及び次号において「建築物整備事業区域」という。）内において整備される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

四　建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

2　法第十七条の二第六項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

3　法人が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち同条第一項の表の第一号（建築物整備事業に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　法第十七条の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除」若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三　法第十七条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二　平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2　法第十七条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除」若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三　法第十七条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所に雇用されていた者

二　平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者

2　法第十七条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除」の規定」とあるのは「特別控除」若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第十七条の四　法第十七条の四第一項の規定により租税特別措置法第四十二条の十三の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第二十七条の十三の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定及び震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む。）」と、「同項」とあるのは「（震災特例法第十七条の四第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の十三第一項」と、同条第二項中「規定にかかわらず」とあるのは「規定（震災特例法第十七条の二第十二項及び第十七条の三第四項の規定を含む。）にかかわらず」と、「）に掲げる規定」とあるのは「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「震災特例法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項」と、「掲げる規定を適用した場合の」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の」と、「同項の」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十三第一項の」と、「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定並びに震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」とする。

（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）

第十七条の五　法第十七条の五第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究とする。

2　法第十七条の五第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエアのうち産業集積の形成に資するものとして財務省令で定めるものとする。

3　試験研究費の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十二条の四第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一　当該開発研究用資産につき法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける場合　同項に規定する普通償却限度額

二　当該開発研究用資産につき法第十七条の五の規定に係る法第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合　同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額